

新宿区教育委員会会議録

令和元年第 6 回定例会

令和元年 6 月 3 日

新宿区教育委員会

令和元年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和元年6月3日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時31分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	今 野 雅 裕	委 員	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠	文化観光課長	小 泉 栄 一

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

## 議事日程

### 議 案

日程第1 第19号議案 令和元年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

日程第2 第20号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

### 報 告

- 1 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標の更新について（中央図書館長）
- 2 新宿区地域文化財の認定について（文化観光課長）
- 3 令和元年度新宿区夏目漱石コンクールの実施について（文化観光課長）
- 4 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和元年新宿区教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数は満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明、報告を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、日程第1、第19号議案及び日程第2、第20号議案の説明を受け、審議をした後、報告2及び報告3の報告を受け、質疑を行います。その後、報告1の報告を受け、質疑を行うものとします。

---

◎ 第19号議案 令和元年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

◎ 第20号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第19号議案 令和元年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」、「日程第2 第20号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について」を議題とします。

それでは、第19号議案及び第20号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第19号議案 令和元年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について御説明いたします。

こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価を毎年度実施しているものでございます。今年度もおおむね前年と同様の内容で実施をするものでございます。

お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、議案と実施方針をごらんください。

1の実施目的ですが、2点ございます。

まず1点目は、この点検及び評価を通じて、課題や今後の改善の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図ること。

2点目は、結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図ることとさせていただきます。

2の点検及び評価の対象につきましては、教育ビジョンに掲げる全ての個別事業、今回の新しい教育ビジョンでは全78事業が対象となるものでございます。

3の実施方法ですが、(1)は平成30年度、つまり前年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すもので、(2)につきましては学識経験者の意見を聴取した上で実施すること。(3)として、例年どおり10月の教育委員会定例会において報告書を御審議いただき、決定した上で、翌年度の事業の実施方針及び予算見積もりに反映していくものでございます。また、報告書につきましては区議会にも提出し、区民に公表してまいります。

根拠法令等につきましては、下段に記載のとおりとなっております。

1枚目にお戻りいただきまして、第19号議案の提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、実施方針を定める必要があるためでございます。

それでは、続きまして第20号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について御説明いたします。

お手元の議案書を1枚おめくりいただきまして、資料をごらんください。

今回は新宿区指定文化財の指定、こちらにつきましては幸国寺の日蓮聖人六百遠忌報恩塔ほか1件と、新宿区登録文化財の登録につきましては、同じく幸国寺の題目塔の1件となっております。

なお、議案の詳細につきましては、この後、文化観光課長から御説明をさせていただきます。

○文化観光課長 文化観光課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から第20号議案 新宿区指定文化財の指定及び新宿区登録文化財の登録について御説明をいたします。

まず1点目でございます。

1、内容の(1)新宿区指定文化財の指定。

ア、幸国寺の日蓮聖人六百遠忌報恩塔1基でございます。

ア、種別でございますけれども、こちらは指定有形文化財、歴史資料でございます。

イ、所在地は原町二丁目20番地。

ウ、所有者は宗教法人幸国寺でございます。

エの物件の説明でございます。

幸国寺の日蓮聖人六百遠忌報恩塔は、江戸で呉服師・伊勢屋八兵衛を営んだ加太一族と、伊勢屋各店により、明治5年（1872年）正月に建立された。

次の行になります。加太氏は、幕末には横浜に出店し、絹製品の取引や、軍艦・武器を調達し、財をなした。

本塔は、総高532センチメートルの大型の報恩塔で、台座四面のうち三面には唐獅子像が、一面にはライオン像が彫刻されており、ライオン像の上部に英文で「THIS LION IS GRAVED BY THE RIGHT FIGURE」（このライオン像は、正確な姿に基づいて彫刻した）と陰刻されております。

オの指定理由でございます。3段目、途中からになりますけれども、貿易に携わった幕末期の江戸商人一族の信仰や交流のありさまをうかがうことができる貴重な歴史資料である。また、英語による銘文・ライオン像の彫刻など、明治初期の文明開化の気風を強く反映しており、極めて希有な石造物といえる。

次に、2点目でございます。

鏑木清方旧居跡でございます。

ア、種別は指定史跡。

イ、所在地は矢来町38番地3。

ウ、所有者は個人でございまして、秋山利裕氏でございます。

エ、物件の説明。

日本画家・鏑木清方が、大正15年（1926年）9月から昭和19年（1944年）まで暮らした住居、通称「矢蕾亭」の跡である。

4段落目になりますが、矢来町の家は、大正15年（1926年）9月より賃借し、後に購入。昭和7年（1932年）には、懇意の建築家、吉田五十八へ依頼し、応接間や玄関を改築して制作環境を整えた。

清方は、この家で代表作となる「築地明石町」を制作し、帝国美術院賞を受賞した。そのほか「三遊亭圓朝像」、こちらは国指定の重要文化財となっております。「一葉」など、絵画史に名を残す名作を多く制作した。

オの指定理由でございます。

2行目ですが、矢来町に居住時の清方は、画家としての成熟期にあったのみならず、官展

を含むもろもろの展覧会で審査員を務め、展覧会運営の立場からも深く美術界の動向に関与した。

この地は近代日本画家を代表する鏑木清方が、その成熟期を過ぎた旧居跡であり、近代絵画史上重要な史跡である。

次は、新宿区の登録文化財の登録でございます。

幸国寺の題目塔、一基。

種別は登録有形民俗文化財。

所在地は原町二丁目20番地。

所有者、宗教法人幸国寺でございます。

エの物件の説明です。

寛政4年（1792年）8月に建立された総高400センチメートルの大型の石塔である。

題目塔とは、「妙法蓮華経」もしくは「南無妙法蓮華経」と刻んだ石塔で、日蓮宗の信仰に基づいて建立される。

オの登録理由でございます。

区内の題目塔では最も規模が大きく、保存状態も良好である。題目塔の背後に建つ山門、こちら区の指定の有形文化財になってございますが、これとともに、江戸時代の幸国寺門前の景観をしのばせる文化財としても意義がある。

2の決定後の取扱いでございます。この教育委員会で決定された後に、新宿区の文化財保護条例第5条第2項、そして第7条第2項の規定により告示を行います。その後、あわせて警察・消防等の関係機関に通知するものです。

また、告示後ですが、所有者に指定書・登録書を交付するとともに、文化財の説明板を設置させていただきます。情報発信等につきましては、区の広報紙やホームページで紹介するとともに、区でつくっております観光ガイドマップ等に掲載していく予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、議案書、1枚目にお戻りいただきまして、第20号議案の提案理由でございます。

新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定し、及び同条例第7条に基づき新宿区登録文化財に登録するためでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第19号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

実施方針についてですが、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ討論、質疑を終了いたします。

第19号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第19号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

鏑木清方旧居跡ですけれども、これは説明板の表示はされるんですか。

○文化観光課長 鏑木清方の旧居跡でございますけれども、こちらは現在、個人宅となっております。その所有者の方に打診をさせていただいたんですけれども、ちょっと説明板の設置のほうは遠慮願いたいということでしたので、このすぐ近くでございます矢来公園に説明板を設置する予定でございます。

○教育長 わかりました。

鏑木清方の物が何か残っているということはないんですよね。

○文化観光課長 現存するものは何もないということでございます。

○教育長 わかりました。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

では、もう一つ。幸国寺の題目塔ですけれども、山門と一緒に指定するということができなかったのでしょうか。

○文化観光課長 この山門につきましては、資料の一番下の写真になりますけれども、平成24年に区の指定有形文化財に指定しておりました。題目塔については、その当時から文化財調査員の方々に調査をしていただいていたんですけれども、今回、やっとこのような内容として固まりましたので、登録ということでご審議いただいた次第でございます。

○教育長 わかりました。

ほかに御質問はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第20号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第20号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

---

◆ 報告 1 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標の更新について

◆ 報告 2 新宿区地域文化財の認定について

◆ 報告 3 令和元年度新宿区夏目漱石コンクールの実施について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

さきにお諮りしたとおり、まず報告 2、報告 3 について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○文化観光課長 それでは、まず 1 点目、報告 2、新宿区地域文化財の認定について説明させていただきます。

こちら、新宿区文化財保護条例第17条第 1 項の規定に基づきまして、地域文化財を認定したので報告をいたします。

2 件ございます。

まず 1 点目でございます。資料は表になってございますけれども、第44号、文学座アトリエでございます。分野は、文化・芸術。所在地は信濃町10番地。所有者は株式会社文学座でございます。

物件説明でございます。

文学座は昭和12年（1937年）に岸田國士らによって創設された劇団である。アトリエと呼ばれる劇場兼稽古場は、昭和25年（1950年）に竣工したチューダー様式の建物で、伊藤義次によって建設された。ここで昭和を代表する役者である杉村春子、芥川比呂志、加藤治子らが稽古に励み本番に臨んだ。

次に、2 点目でございます。第45号、新宿園跡です。分野としましては、都市・産業、文化・芸術でございます。所在地は新宿五丁目 9 番 2 号。所有者は株式会社きらぼし銀行です。

物件説明でございます。

新宿園は大正13年（1924年）9月に番衆町35番地に開園した遊園地である。開園以前は米相場師である浜野茂が屋敷を構えていたが、関東大震災後に箱根土地株式会社が邸宅部分を除く約 1 万坪を買収し、庭園を生かした遊園地を開設した。白鳥座（劇場）、孔雀座（映画

館)、鷗座(演舞場)が園内に開園し、水谷八重子ら芸術座のスター俳優らが出演した。児童文学作家の鈴木三重吉の指導のもと、児童劇団を結成する計画などもあったが、経営難のため大正15年(1926年)5月に閉園した。

説明は以上でございます。

また、認定後の取り扱いですけれども、所有者の方々に通知をいたしまして、告示を行いました。また、認定プレートにつきましても、今後、交付させていただきます。

続きまして、報告3でございます。新宿区夏目漱石コンクールの実施について。

こちら、概要としましては、夏目漱石を知っていただくとともに、平成29年9月に開園した漱石山房記念館の情報発信をするために、平成26年度から行っておるものでございます。対象としては、小学生・中学生・高校生で、今年度で6回目になります。今年度も新宿区夏目漱石コンクールとして実施させていただくものでございます。

2の内容でございます。

1点目、中学生・高校生を対象としました読書感想文コンクールは、「わたしの漱石、わたしの一行」ということで、漱石の作品を読んでいただいて、心に残った「一行」をもとに、感想文を書いていただくというものでございます。

2点目、小学生を対象としました絵画コンクールは、漱石の作品「夢十夜」にかけまして、「どんな夢を見た?あなたの「夢十夜」」として、「こんな夢をみた」「こんな夢をみたい」という自由な発想のもと絵を描いていただくというものでございます。

3の表彰(予定)です。まず、各賞ですけれども、感想文につきましては中学生の部、高校生の部と2部に分けさせていただき、また、絵画につきましては小学校低学年の部と高学年の部、全4部に分けさせていただいてございます。最優秀賞につきましては、各部1作品、優秀賞については各部5作品、佳作については各部10作品を予定してございます。また、優秀賞には後援企業賞も予定しているところでございます。また、副賞として図書カード等も配布をさせていただきます。

参考としまして、平成30年度の応募数を記載させていただいております。読書感想文は2,429点、絵画が876点でございました。

表彰式は12月14日になりまして、早稲田南町にございます漱石山房記念館の講座室で行う予定です。

裏面をお開きください。

スケジュールですが、6月から9月と夏休み期間中を挟んで募集を行いまして、10月に審

査を行います。また、作品の公表につきましては、作品集を作成して配布するとともに、ホームページなど、記載の方法で公表させていただきます。

5の審査委員です。作文コンクール、絵画コンクールともに、審査委員長は作家の森まゆみ先生。また、審査委員として、専門家の先生方を予定してございます。新宿区長の吉住健一、新宿区教育長の酒井敏男も審査委員に加わらせていただきます。

また、6の周知方法ですが、チラシ・ポスターによりまして、各小・中学校への配布や掲示板への掲示、各自治体をお願いしまして周知を行います。また、ホームページ、プレス等の対応についても記載のとおり行わせていただきます。

7の後援、協力一覧ですが、参考としまして、昨年度、協力等いただいた自治体、大学、地域団体、企業等を記載してございます。本年度もここに記載のあるところをお願いに上がりまして、おおよそこういう形で行いたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、報告2について御意見、御質問があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

○羽原委員 新宿園というのは、今どうなっているんですか。

○文化観光課長 新宿園の跡は、現在は住宅地として、いろいろな民間の建物ですとかビルが建っているものでございます。

○羽原委員 文学座のほうは残っているみたいですね、この写真のとおり。

○文化観光課長 はい、文学座のほうは現存しておりまして、稽古場として使用したり、時期によってはここで演劇等を開催してございます。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 ちなみに、新宿園は町会の名前として、新宿園町会という名前がそのまま残っています。なかなか珍しい名前になっています。

ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告2について質疑を終了します。

次に、報告3について御意見、御質問があればお願いいたします。

○羽原委員 これは、以前にも申したんですが、ぜひ新宿区内の小・中学校、ついでに高校を含めて、教育指導課からも、奮って参加を、という提起をしてください。やっぱり図書館の

取組もそうですけれども、地元の参加が少なく、熊本や愛媛が多いというのでは、ちょっと寂しいですからね。ぜひよろしくをお願いします。

○教育指導課長 校園長会等がございますので、そういったところで、こうしたコンクールへの参加については、積極的に行っていただきたいということを、しっかりと伝えてまいりたいと思っております。

○教育長 ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

羽原委員のおっしゃったように、地方は学校ごとに結構気合いを入れて応募してきているところがありますからね。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

それでは、ここで文化観光課長には御退席いただきます。

ありがとうございました。

○文化観光課長 ありがとうございました。

[文化観光課長退席]

○教育長 では、次に報告1について、説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは、報告1、第四次新宿区子ども読書活動推進計画（平成28年度～平成31年度）の数値目標の進捗と目標値の更新について御報告申し上げます。

（1）の区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加でございます。これにつきましては、小学生以下、中学生、高校生等、いずれも平成30年度の実績値、網かけのところでございますが、これがすぐ右の計画策定当初の令和元年度の目標値を上回っているため、令和元年度の目標値を、平成30年度の実績に過去5年間の前年度比の増加の平均を乗じた数値に更新するものでございます。合計では12万4,100人から18万6,748人というところでございます。

続きまして、裏面をごらんください。

（2）の区立図書館における子どもの年間貸出数の増加でございます。これにつきましては、小学生以下と中学生の平成30年度の実績値が、計画策定当初の令和元年度の目標値を上回っているため、令和元年度の目標値を、平成30年度の実績に過去5年間の前年度比の平均を乗じた数値に更新いたします。ただし、高校生等につきましては、平成30年度の実績値が計画策定当初の目標値に達していないため、令和元年度の目標値は当初のままといたしたい

と思います。今後、高校生向けのイベント、あるいはアンケートを行いまして、目標の達成に努めてまいりたいと考えております。

(3)の区立図書館における団体貸出数の増加でございます。平成30年度の実績値が、当初の目標値を上回っております。令和元年度は新設見込みの保育園が5カ所、拡充を予定しておりますので、平成30年度の実績値にこの5園分の4,500冊を加えて更新したいと考えてございます。

(4)の区立図書館における団体貸出の利用率の増加でございます。30年度の実績は73.6%と順調に伸びておりますが、まだ目標値に達していないため、当初のままとしたいと考えてございます。

(5)の区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少でございます。平成30年度の実績値が小学生、中学生でいずれも0.1%と、当初の目標値よりよい数値になっているため、令和元年度の目標値を平成30年度の実績値である0.1%以下に更新したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御質問等あればお願いいたします。

○今野委員 (1)の延べ利用人数の表についてですけれども、小学生以下と中学生を比べますと、計画も実績もそうですけれども、中学校のほうが小学校の10分の1に近いというか、相当少ないですね。小学生以下には幼稚園児等も入っているんでしょうけれども、それにしても小学生以下と中学生で随分と差があるなと思います。中学生がそれだけ図書館に来ていないということなのかなとも思うんですけれども、中学生が特に少ない理由、あるいは中学生向けの対応について、何かあるのかどうかというのが1点です。

それから、(3)の団体貸出冊数ですが、配本車を利用している団体貸出を行っているということで、小学校も貸出先に入っているんだろうと思いますが、注を見ると保育園も入っています。このほかに、団体としてはどんなところが貸し出しの対象になっているのか、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○中央図書館長 中学生についての取組でございますが、高校生もそうでございますが、小学生以下に比べて数が少ないということで、学年が上がるごとに、やはり勉強のためなのか、読書の機会が減ってくるのかなというところで、図書館といたしましては調べる学習コンクールへの参加の働きかけをしております。また、中・高生コーナーの充実をしているとこ

ろでございます。また、図書館の体験実習の受け入れですとか、中・高生を対象にした展示、あるいは中・高生等のワークショップ等々を行っているところでございます。今回、高校生もそうですけれども、中学生についてもアンケートを行って、ニーズを調べながら事業を展開していきたいと思っております。

それから、2点目の団体貸出についてでございますが、公立、私立の幼稚園、保育園、子ども園、児童館、小学校、中学校が団体貸出の対象となっております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、報告1については、以上で質疑を終了させていただきます。

---

#### ◆ 報告4 その他

○教育長 次に、報告4、その他ですけれども、事務局のほうから報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

---

#### ◎ 閉 会

○教育長 以上で、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 2時31分閉会